

一 般 事 項

定 義

1. 記号の定義

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) ④とは、本会の競走馬登録の時、すでに地方競馬に出走（地方馬登録を受けていた期間の地方競馬以外の競馬への出走を含む。）したことがある馬であって④以外の馬をいう。
- (5) ④とは、日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年理事長達第 28 号。以下「競馬施行規程」という。）第 28 条により競走馬登録を受けた馬をいう。
- (6) ⑤とは、外国産馬（日本軽種馬登録協会の繁殖登録を受けており、種付けのために外国に一時的に輸出された牝馬の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれ当歳の 12 月 31 日までに輸入されたものを除く。以下同じ。）であって⑤以外の馬をいう。
- (7) ⑥とは、競馬施行規程第 29 条により競走馬登録を受けた馬をいう。
- (8) ⑦とは、④が出走でき、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走であって、⑦以外の競走をいう。
- (9) ⑧とは、地方馬登録を受けている期間に、本会が認定した地方競馬の競走（以下「認定競走」という。）または競馬番組で別に定める地方競馬の競走で第 1 着となった④が出走でき、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走をいう。
- (10) ⑨とは、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走をいう。
- (11) ⑩とは、内国産馬（日本軽種馬登録協会の繁殖登録を受けており、種付けのために外国に一時的に輸出された牝馬の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれ当歳の 12 月 31 日までに輸入されたものを含む。以下同じ。）に⑤が混合して出走できる競走をいう。
- (12) ⑪とは、内国産馬に⑤および⑥が混合して出走できる競走をいう。

2. 削 除

3. 削 除

4. 競走条件

出走馬の資格は、当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績（地方競馬または外国の競馬における競走成績を含む。）によって決定する。

(1) 競走成績

- イ 平地競走については平地競走、障害競走については障害競走のみの競走成績とする。ただし、平成 11 年 12 月 31 日までに施行された障害競走の競走成績は平地競走の競走成績に含めるものとする。
- ロ 地方競馬における競走成績は、当該馬の競走成績証明書に記載されたものとする。
- ハ 外国の競馬における競走成績は、公認競馬団体が発行した成績証明書または公認成績書に記載されたものとする。

(2) ハンデキャップ競走の出走資格

ハンデキャップ競走の出走馬は、中央競馬の平地競走、地方競馬指定交流競走（本会の競走馬登録を受けている馬が出走できる競走に限る。）または理事長が指定する外国の競馬の競走等について（平成7年理事長達第63号）別表に掲げる競走（以下「外国の重賞競走」という。）に通算して2回以上出走し、かつ、競馬番組で別に定める期間（「ハンデキャップ対象期間」という。）内に1回以上出走していることを要する。

（3） 取得賞金

イ 取得賞金

取得賞金とは、次に掲げる着順を得た競走について、下記口からトに定める額を競馬番組で別に定める方法により算定した額をいう。

- （一） 第1着
- （二） 中央競馬の重賞競走の第2着
- （三） 日本グレード格付け管理委員会により格付けされた地方競馬指定交流競走（以下「地方重賞競走」という。）の第2着
- （四） 外国の重賞競走の第2着
- （五） 地方競馬全国協会が行う馬の登録（地方競馬指定交流競走のために行うものを除く。以下「地方馬登録」という。）を受けていた期間に出走した中央競馬以外の競走の第2着本賞金が100万円以上の第2着（(三)に掲げるものを除く。）
- （六） 本会の競走馬登録（再登録（本会の競走馬登録を抹消された馬が再び受ける競走馬登録をいう。以下同じ。）を除く。）または地方馬登録を受ける以前に出走した外国の競馬の競走の第2着本賞金が100万円以上の第2着

ロ 中央競馬の競走における取得賞金に算入する額

中央競馬の競走において上記イの（一）または（二）に定める着順を得た場合は、下表に定める額を取得賞金に算入する。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てる。

競 走	取得賞金に算入する額
新馬・未勝利競走	400万円
500万円以下競走	500万円
1,000万円以下競走	600万円
1,600万円以下競走	900万円
オープン競走	該当する着順の本賞金額の半額

ハ 中央競馬の競走以外の競走における取得賞金に算入する額

中央競馬以外の競走において上記イの（一）または（三）から（六）に定める着順を得た場合は、予め定められた当該競走の着順に応じた本賞金を下表に定めるところにより、取得賞金に算入する。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てる。

	取得賞金に算入する額
第1着本賞金	1,200万円以上は半額 400万円以上1,200万円未満は400万円 10万円以上400万円未満は全額 10万円未満は10万円
上記イ-(三),(四),(五),(六)の 第2着本賞金	480万円以上は半額 160万円以上480万円未満は160万円 160万円未満は全額

ニ 地方競馬指定交流競走（地方重賞競走を除く。）における取得賞金に算入する額

本会の競走馬登録を受けている馬が地方競馬指定交流競走において上記イの(一)に定める着順を得た場合は、上記八の規定にかかわらず、下表に定めるところにより取得賞金を算入する。

出走競走の本会所属馬競走条件	取得賞金に算入する額
未 勝 利	400万円
500万円以下	500万円
1,000万円以下	600万円
1,600万円以下	900万円
オ ー プ ン	1,150万円

ホ 外国の競馬の本賞金の取扱い

外国の競馬において取得した本賞金は、別に定める比率により換算し、上記八に定めるところにより取得賞金に算入する。

ヘ 同着の場合の取得賞金に算入する額

上記イに定める着順において同着があった場合は、上記ロからホに定める額を同着となった馬についてそれぞれ取得賞金に算入する。

ト 平成20年12月31日以前に施行された競走における取得賞金に算入する額

上記にかかわらず、平成20年12月31日以前に施行された競走における取得賞金に算入する額については、従前の競馬番組一般事項の4の(3)に定めた取得賞金の取扱いによる。

(4) 新馬競走

新馬競走とは、競走(地方競馬および外国の競馬の競走を含む。)に出走したことのない馬(以下「未出走馬」という。)が出走できる競走をいう。

(5) 未勝利競走

未勝利競走とは、競走(地方競馬および外国の競馬の競走を含む。)に出走したことがあって、上記(3)の取得賞金に算入する額がない馬(以下「未勝利馬」という。)が出走できる競走をいう。なお、未勝利競走には未出走馬は出走することができる。

(6) 万円以下競走

万円以下競走とは、上記(3)の取得賞金が〇万円以下の馬が出走できる競走をいう。

(7) オープン競走

オープン競走とは、特に記載のない限り、すべての馬が出走できる競走をいう。

(8) 重賞競走

イ 重賞競走とは、特別競走のうち別に定める競走（重賞競走一覧に記載されるもの）をいう。

ロ サラブレッド系（サラブレッドおよびサラブレッド系種をいう。以下同じ。）平地の重賞競走については、賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等により、下表のとおり格付けする。なお、(国際)については、日本グレード格付け管理委員会により格付けされるところによる。

中央競馬の平地重賞競走格付け

格	(国際)	(国際)以外の競走
	G	Jpn
	G	Jpn
	G	Jpn
なし	新設重賞または重賞	

ハ 次号以降および競馬番組で別に定める負担重量・出走馬の決定方法における「G 競走」「G 競走」「G 競走」の表記は、それぞれG 競走およびJpn 競走、G 競走およびJpn 競走ならびにG 競走およびJpn 競走のことをいうものとする。

ニ 競馬番組で別に定める負担重量および出走馬の決定方法においては、上記ロにより格付けされた中央競馬の競走の他に、地方重賞競走および外国の重賞競走を含むものとする。なお、外国の重賞競走の格付けについては、インターナショナル・カタログギング・スタンダーズに定めるところによる。

ホ サラブレッド系障害の重賞競走については、賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等により、J・GI競走、J・G 競走およびJ・G 競走に格付けする。

(9) トライアル競走

トライアル競走とは、特別競走名に〇〇トライアルと記載されている競走をいう。

(10) 負担重量

イ 負担重量は、競馬番組に特に記載のない場合、競馬施行規程第71条第1号に定める馬齢重量とする。

ロ 別定重量とは、競馬施行規程第71条第3号に定めるものをいい、「別定」と記載する。ただし、別定重量のうち、馬の年齢または性により定めるものを特に「定量」と記載する。

ハ アローワンスとは、3歳以上馬または4歳以上馬の競走において別定重量を算出する際に適用する馬の年齢または性の違いにより減じる重量であって、別に定めるものをいう。

ニ 別定重量は、競馬番組で特に定めた場合を除き当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績により決定するものとする。

出走制限

1. 外国産馬の出走制限

(1) 外国産馬のうち、本会の競走馬登録(再登録を除く。)または地方馬登録(本会の競走馬登録を抹消後に行うものを除く。)の時、すでに外国の競馬に出走したことがある馬は出走できない。

ただし、**外**は**国際**に出走することができる。

(2) **外**は、**混合**および**国際**以外の競走に出走できない。

ただし、別に定める選定方法により桜花賞、皐月賞、優駿牝馬、東京優駿および菊花賞競走の出走馬として選定された**外**は当該競走に出走することができる。この場合において、当該競走に出走することができる**外**の頭数は7頭以内とする。

2. 地方競馬または外国の競馬に出走したことがある馬の出走制限

(1) 平成18年6月17日以降に本会の競走馬登録を受ける**地**のうち、競走馬登録のとき地方馬登録を受けていた期間の取得賞金が2歳馬で200万円以下、3歳以上馬で500万円以下の馬は出走できない。ただし、認定競走において第1着となった**地**が、当該競走后、3歳の12月末日までに、競馬施行規程第28条による競走馬登録を除き、最初に競走馬登録を受ける場合については、この限りでない。

(2) 本会の競走馬登録を受ける**地**のうち、競走馬登録を申請した日以前の6ヵ月間出走しなかった馬は出走できない。

(3) 外国の競馬に出走したことがある内国産馬および地方馬登録を受けた後に外国の競馬に出走したことがある外国産馬のうち、本会の競走馬登録の時2歳馬で未勝利、3歳馬で1勝以下、4歳馬で2勝以下または5歳以上馬で3勝以下の馬は出走できない。

(4) 外国の競馬に出走したことがある**地**については、上記(1)および(2)の規定を適用する。

3. 地方馬登録を受けた未出走馬の出走制限

3歳時の7月1日以降に本会の競走馬登録を受ける地方馬登録を受けた馬のうち、競走馬登録の際、未出走の馬は出走できない。

4. アラブ系馬の出走制限

アラブ系(アラブ・アングロアラブおよびアラブ系種をいう。以下同じ。)馬は、出走できない。ただし、アラブ系馬が**地**として、テレビ愛知オープン競走・福島テレビオープン競走・巴賞競走・小倉日経オープン競走・朱鷺ステークス競走および札幌日経オープン競走に出走する場合は、この限りでない。

5. 本会の競走馬登録を抹消したことがある馬の出走制限

(1) 平成6年1月1日以降に本会の競走馬登録(競馬施行規程第28条および第29条によるものを除く。この項において以下同じ。)を抹消された馬のうち、再登録を受けるものについては、当該再登録直前の競走馬登録抹消後、地方馬登録を受け、当該地方馬登録を受けていた期間に下記イからハに掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるもののいずれかに該当したものでなければ出走できない。ただし、2歳の時に本会の競走馬登録を抹消された馬であって、当該抹消時に中央競馬の競走、地方競馬の競走および外国の競馬の競走のいずれにも出走したことがないものが、当該抹消後、最初に再登録する場合は、この限りでない。

イ 平成6年1月1日以降平成16年12月31日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬

(一) 平成13年12月31日以前に5回以上出走したもの

(二) 平成 14 年 1 月 1 日以降に 1 勝以上したもの

ロ 平成 17 年 1 月 1 日以降平成 20 年 12 月 31 日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬

(一) 5 回以上出走し、1 勝以上したもの

(二) 2 勝以上したもの

ハ 平成 21 年 1 月 1 日以降に本会の競走馬登録を抹消された馬

2 勝以上したもの

(2) 上記(1)のイの(二)、ロ、またはハに該当したものについては、上記 2 の(1)に規定する出走制限を適用しない。

(3) 平成 16 年 4 月 1 日以降に本会の競走馬登録を抹消された馬のうち、中央競馬馬主相互会競走馬事故見舞金支給規程別表第 1 の第 16 号に規定する見舞金を受給した馬(平成 18 年 10 月 31 日以前に抹消された馬にあっては、従前の中央競馬馬主相互会競走馬事故見舞金支給規程別表第 1 の第 16 号に規定する見舞金の 1 の A 支給または 2 を受給した馬)は出走できない。ただし、競馬施行規程第 28 条または第 29 条により競走馬登録を受ける場合はこの限りでない。

6. 差押えを受けている馬の出走制限

民事執行法の規定による差押えを受けている馬および民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬は、出走できない。

7. 一般競走および特別競走の出走制限

一般競走および特別競走については、当該競走の出馬投票締切前日までの成績により競馬番組で別に定める出走制限を行う。

8. 東京競馬、中山競馬、京都競馬および阪神競馬の平地競走の出走制限

(1) 3 歳の未出走馬および未勝利馬は、第 5 回東京競馬、第 5 回中山競馬、第 5 回京都競馬および第 5 回阪神競馬の平地競走に出走できない。

(2) 4 歳以上の未出走馬および未勝利馬ならびに 6 歳以上の収得賞金 200 万円以下の馬は、東京競馬、中山競馬、京都競馬および阪神競馬の平地競走に出走できない。

9. 削除

10. タイムオーバーとなった馬の平地競走の出走制限

重賞競走、国際招待競走、その他競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した馬が、当該競走の第 1 着馬の競走に要した時間より、下表 1 に定める時間を超えて決勝線に到達したとき、当該競走の施行日の翌日から起算して下表 2 に定める期間平地競走に出走できない。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

表 1

距 離	右 2 欄に掲げる競走 以外の平地競走		新 馬 競 走		第 4 回中山競馬・第 4 回阪神競馬・ 第 4 回新潟競馬の 3 歳未勝利競走	
	芝コースに おいて行う 競走	ダートコー スにおいて 行う競走	芝コースに おいて行う 競走	ダートコー スにおいて 行う競走	芝コースに おいて行う 競走	ダートコー スにおいて 行う競走
1,400m 未満	3 秒	4 秒	4 秒	5 秒	3 秒	4 秒
1,400m 以上 2,000m 未満	4 秒	5 秒	5 秒	6 秒		
2,000m 以上	5 秒	6 秒	6 秒	7 秒	4 秒	5 秒

表 2

未 勝 利 馬	タイムオーバー1 回目は 1 ヶ月間，2 回目は 2 ヶ月間，3 回目以上は 3 ヶ月間
そ の 他 の 馬	1 ヶ月間

1 1 . 痼疾馬の出走制限

- (1) 1 眼または両眼の失明馬は出走できない。ただし、本会の競走馬登録を受けた後に 1 眼を失明した馬は、当該競走馬登録を抹消するまでの間、平地競走に限り出走することができる。
- (2) 本会の競走馬登録を受けている期間に出走した競走（地方競馬指定交流競走および外国の競馬を含む。）中において鼻出血（外傷性のものを除く。）を発症した馬は、当該競走の施行日の翌日から起算して、発症 1 回目は 1 ヶ月間，2 回目は 2 ヶ月間，3 回目以上は 3 ヶ月間，それぞれ出走できない。

出走可能頭数

1. 各競馬場の出走可能頭数

芝コースは、最内柵による馬場をAコース、Aコースの外側に設定した馬場を、内側から順次Bコース、Cコース、Dコースという。

(1) 札幌競馬場

平地競走

Bコースは、Aコースから1.5メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,000m	1,200m	1,500m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭
	Bコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭
	Cコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12頭	13頭	12頭

(2) 函館競馬場

平地競走

Bコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから8メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	14頭	16頭	12頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	12頭	16頭	/	14頭	16頭	16頭
	Cコース	12頭	14頭	/	12頭	14頭	14頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12頭	13頭	12頭

(3) 福島競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから2メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	14頭	16頭	14頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	14頭	16頭	14頭	16頭	16頭	16頭
	Cコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,150m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12頭	16頭	15頭	16頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線		2,750m	2,770m	3,350m	3,380m
出走可能頭数	Aコース	14頭		14頭	
	Bコース		14頭		14頭

(4) 新潟競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

(芝コース直線)

発走線		1,000m
出走可能頭数	Aコース	18頭
	Bコース	16頭

(芝コース内回り)

発走線		1,200m	1,400m	2,000m	2,200m	2,400m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(芝コース外回り)

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	3,000m	3,200m
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	14頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,200m	1,700m	1,800m
出走可能頭数	12頭	15頭	13頭	15頭

□ 障害競走

(芝コース)

発走線		2,850m (外内)	2,890m (外内)	3,250m (外内)	3,290m (外内)
出走可能頭数	Aコース	14頭		14頭	
	Bコース		14頭		14頭

(5) 東京競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから6メートル地点に柵を設置

Dコースは、Aコースから9メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	2,300m	2,400m	2,500m	2,600m	3,400m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Cコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Dコース	18頭	18頭	16頭	14頭	16頭	18頭	18頭	18頭	16頭

(芝コース) 1月1日~3月27日まで

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	2,300m	2,400m	2,500m	2,600m	3,400m
出走可能頭数	Aコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭
	Cコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭
	Dコース	16頭	16頭	16頭	14頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(ダートコース)

発走線	1,200m	1,300m	1,400m	1,600m	2,100m	2,400m
出走可能頭数	12頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

□ 障害競走

(芝コース)

発走線	3,300m
出走可能頭数	14頭

(芝 ダートコース)

発 走 線	3,000m	3,100m	3,300m
出走可能頭数	14 頭	14 頭	14 頭

(6) 中山競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから6メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発 走 線		1,000m	1,400m	1,800m	2,000m	2,500m	3,200m (外 内)	3,600m
出走可能頭数	Aコース	10 頭	10 頭	16 頭	18 頭	16 頭	16 頭	16 頭
	Bコース			15 頭	18 頭	14 頭	15 頭	16 頭
	Cコース			14 頭	17 頭	12 頭	14 頭	16 頭

(芝コース外回り)

発 走 線		1,200m	1,600m	2,200m	2,600m	4,000m
出走可能頭数	Aコース	16 頭	16 頭	18 頭	16 頭	16 頭
	Bコース	16 頭	16 頭	18 頭	13 頭	16 頭
	Cコース	16 頭	16 頭	17 頭	10 頭	16 頭

(芝コース内回り) 1月1日~3月27日まで

発 走 線		1,000m	1,400m	1,800m	2,000m	2,500m	3,200m (外 内)	3,600m
出走可能頭数	Aコース	10 頭	10 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭
	Bコース			15 頭	16 頭	14 頭	15 頭	16 頭
	Cコース			14 頭	16 頭	12 頭	14 頭	16 頭

(芝コース外回り) 1月1日~3月27日まで

発 走 線		1,200m	1,600m	2,200m	2,600m	4,000m
出走可能頭数	Aコース	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭	16 頭
	Bコース	16 頭	16 頭	16 頭	13 頭	16 頭
	Cコース	16 頭	16 頭	16 頭	10 頭	16 頭

(ダートコース)

発 走 線	1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,400m	2,500m
出走可能頭数	14 頭	16 頭	12 頭	16 頭	16 頭	16 頭

□ 障害競走

(芝コース)

発 走 線	2,710m	3,030m (外)	3,210m	3,350m (外)	3,370m (外)	3,570m	4,100m	4,250m (外)
出走可能頭数	14 頭	14 頭	14 頭	14 頭	14 頭	16 頭	16 頭	16 頭

(芝 ダートコース)

発 走 線	2,700m	2,880m	3,200m
出走可能頭数	14 頭	14 頭	14 頭

(7) 中京競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから5メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発 走 線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,500m	2,800m
出走可能頭数	Aコース	16 頭	18 頭	14 頭	16 頭	18 頭	16 頭	18 頭
	Bコース	14 頭	18 頭	14 頭	16 頭	18 頭	16 頭	18 頭
	Cコース	14 頭	16 頭	14 頭	16 頭	16 頭	14 頭	16 頭

(ダートコース)

発 走 線	1,000m	1,600m	1,700m	2,300m
出走可能頭数	16 頭	14 頭	16 頭	16 頭

□ 障害競走

(芝コース)

発 走 線	2,800m	3,330m	3,370m	3,600m
出走可能頭数	14 頭	14 頭	14 頭	14 頭

□ 障害競走

(芝コース)

発走線	3,170m (内 外)	3,180m (外 2周)	3,190m (内 外)	3,200m (外 2周)	3,930m	3,950m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭	14頭	14頭	14頭

(芝 ダートコース)

発走線	2,910m	2,930m	3,170m	3,190m	3,760m	3,790m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭	14頭	14頭	14頭

(9) 阪神競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発走線		1,200m	1,400m	2,000m	2,200m	3,000m	3,200m (外 内)
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	16頭	18頭	16頭	18頭
	Bコース	16頭	18頭	16頭	18頭	16頭	18頭

(芝コース外回り)

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,400m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭

(芝コース内回り) 1月1日~3月27日まで

発走線		1,200m	1,400m	2,000m	2,200m	3,000m	3,200m (外 内)
出走可能頭数	Aコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(芝コース外回り) 1月1日~3月27日まで

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,400m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(ダートコース)

発走線	1,200m	1,400m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

□ 障害競走

(芝コース)

発走線	3,000m	3,140m	3,800m	3,900m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭	14頭

(芝 ダートコース)

発 走 線	2,970m	3,110m
出走可能頭数	14 頭	14 頭

(10) 小倉競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから6メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発 走 線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	16 頭	18 頭	14 頭	16 頭	18 頭	16 頭
	Bコース	14 頭	18 頭	12 頭	16 頭	18 頭	16 頭
	Cコース	14 頭	16 頭		16 頭	16 頭	16 頭

(ダートコース)

発 走 線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	14 頭	16 頭	16 頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発 走 線	2,900m	3,390m
出走可能頭数	12 頭	14 頭

2. 上記1にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める出走可能頭数とする。

特別登録

1．特別登録のやりなおし

特別競走を延期した場合は、特別登録の一部または全部をやりなおすことがある。特別登録をやりなおす場合はすでに徴収した特別登録料のうち、やりなおす部分の特別登録料は納付がなかったものとみなして、その相当額を還付するものとし、還付の時当該馬を所有している者に対して行う。

2．特別登録料の返還

競馬施行規程第 77 条によって特別登録料を返還する場合は、返還の時当該馬を所有している者に対して行う。

出馬投票

1. 出馬投票

- (1) 競走(地方競馬指定交流競走を含む。)に出走した日から起算して5日以内に施行される競走については、出馬投票することができない。
- (2) 最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえることがある。
- (3) 競走を延期した場合は、別に定める取扱いにより改めて出馬投票(上記(2)の特別登録申込みを含む。)の受付を行う。ただし、特別の事情のある場合はこの限りでない。
- (4) 同じ馬につき、2競走以上の出馬投票があったときは、最後にされた出馬投票を有効とし、他の投票を無効とする。

2. 出走できる馬の決定方法

出馬投票締切りの結果、出走申込頭数が、出走可能頭数(競走の分割がある場合は出走可能頭数の2倍の頭数。以下同じ。)を超過した競走があった場合、下記の方法によって出走できる馬ならびに非当選馬(出走できる馬を決定する際に抽選によって出走できる馬とならなかった馬をいう。)および非抽選馬(出走できる馬とならなかった馬のうち非当選馬以外の馬をいう。)を決定する。

なお、競走の分割は出走できる馬を決定した後に行う。

- (1) 下表の競走においては、別に定める出走馬の選定方法により出走できる馬を決定する。

2歳馬競走	函館2歳ステークス, 農林水産省賞典札幌2歳ステークス, 新潟2歳ステークス, 小倉2歳ステークス
3歳以上馬競走	セントウルステークス, 農林水産省賞典安田記念, 宝塚記念, スプリンターズステークス, ジャパンカップ, ジャパンカップダート, 有馬記念, <u>ワールドスーパージョッキーズシリーズ</u>

- (2) その他の競走においては、出馬投票締切前日までの競走成績により、下記の順位に従って出走できる馬を決定する。

イ 2歳または3歳のオープン競走

取得賞金の多い馬

ロ 3(4)歳以上1,000万円以下競走

順位1 本会の競走馬登録(再登録を受けた馬にあつては当該再登録。以下同じ。)を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が競馬番組で別に定める期間(以下「成績対象期間」という。)に施行された中央競馬の平地競走であつて、当該競走における着順が第3着以内の馬(該当する競走条件(各馬の取得賞金にもとづき競馬番組で別に定める条件をいう。以下同じ。)が下位の馬を除く。)

2 本会の競走馬登録を受けたとき、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であつて、当該登録後最初に出走する馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)

3 出走間隔(本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走(障害競走, 地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走を含む。以下この項において同じ。)の施行された日から当該出馬投票締切前日までの期間をいう。この場合において、競馬番組で特に定めた場合を除き、中央競馬の開催日(天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合は、その変更前の開催日。以下同じ。)が2日以上連続する場

合におけるそれらの開催日の最初の日から次に2日以上連続する場合におけるそれらの開催日の前日までの期間に出走した馬が複数あるときは、これらの馬の出走間隔を同一とみなす。以下同じ。)の長い馬。(該当する競走条件が下位の馬を除く。)

- 4 本会の競走馬登録を受けたとき、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する該当する競走条件が500万円以下の馬。
- 5 出走間隔の長い該当する競走条件が500万円以下の馬(未勝利馬を除く。)
- 6 未出走馬
- 7 未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

八 3(4)歳以上500万円以下競走

- 順位1 本会の競走馬登録(再登録を受けた馬にあつては当該再登録。以下同じ。)を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が成績対象期間に施行された中央競馬の平地競走であつて、当該競走における着順が第5着以内の馬(未勝利馬を除く。)
- 2 本会の競走馬登録を受けたとき、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であつて、当該登録後最初に出走する馬
- 3 出走間隔の長い馬(未勝利馬を除く。)
- 4 未出走馬
- 5 未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

二 平地の未勝利競走

- 順位1 出馬投票の直前に出走した競走が、成績対象期間に施行された中央競馬の平地競走であつて、当該競走における着順が第5着以内の馬
- 2 未出走馬
- 3 出走間隔の長い馬

ホ 障害の未勝利競走

- 順位1 出馬投票の直前に出走した競走が、成績対象期間に施行された中央競馬の障害競走であつて、当該競走における着順が第5着以内の馬
- 2 本会の競走馬登録を受けたとき、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であつて、当該登録後最初に出走する馬および未出走馬
- 3 出走間隔の長い馬

へ その他の条件の競走

- 順位1 該当する競走条件が上位の馬(未出走馬および未勝利馬を除く。)
- 2 未出走馬および未勝利馬

(3) 上記(2)の場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって出走できる馬を決定する。ただし、3歳以上または4歳以上のオープン競走において同一順位の馬が多数ある場合は、各馬の取得賞金に、各馬の競馬番組で別に定める期間(「出走馬決定賞金算出対象期間」という。)に獲得した一般事項の4の(3)の口からトに定める額を加えた金額の多い馬から順に出走できる馬を決定する。この場合、同一金額の馬が多数あるときは抽選によるものとする。

(4) 上記(2)および(3)の規定にかかわらず、競走に優先して出走できる馬を下記のとおり決定する。なお、優先出走を認められた馬で出走可能頭数を超過した場合については、下記イからホの項の順序により出走できる馬を決定する。

イ 3歳馬の5大競走、NHKマイルカップ競走および秋華賞競走への優先出走について

上記の競走については、以下のとおり優先出走を認める。ただし、優先出走が認められた^④の出走申込頭数が、出馬投票締切りの結果、一般事項の1の(2)に定める頭数を超過した場合は、上記(2)のイおよび(3)に規定する方法に準じて出走できる馬を決定する。

- (一) 未出走馬および未勝利馬以外の馬については、下表1右欄の競走で第4着以内となった場合、下表2右欄の競走で第3着以内となった場合または下表3右欄の競走で第2着以内となった場合は、それぞれ下表1・2または3の左欄の競走に優先出走を認める。

表1

優駿牝馬	桜花賞
東京優駿	皐月賞

表2

桜花賞	チューリップ賞または報知杯フィリーズレビュー
皐月賞	報知杯弥生賞またはフジテレビ賞スプリングステークス
NHKマイルカップ	ニュージーランドトロフィー
優駿牝馬	サンケイスポーツ賞フローラスステークス
東京優駿	テレビ東京杯青葉賞
秋華賞	関西テレビ放送賞ローズステークス
菊花賞	ラジオ日本賞セントライト記念または神戸新聞杯

表3

桜花賞	アネモネステークス
皐月賞	若葉ステークス
優駿牝馬	スイートピーステークス
東京優駿	プリンシパルステークス
秋華賞	紫苑ステークス

- (二) 未出走馬および未勝利馬については、下表4右欄の競走で第2着以内となった場合または下表5右欄の競走で第1着となった場合は、それぞれ下表4または下表5の左欄の競走に優先出走を認める。

表4

桜花賞	チューリップ賞または報知杯フィリーズレビュー
皐月賞	報知杯弥生賞またはフジテレビ賞スプリングステークス
NHKマイルカップ	ニュージーランドトロフィー
優駿牝馬	サンケイスポーツ賞フローラスステークス
東京優駿	テレビ東京杯青葉賞

表5

桜花賞	アネモネステークス
皐月賞	若葉ステークス
優駿牝馬	スイートピーステークス
東京優駿	プリンシパルステークス

口 外の優先出走について

外については、国際に優先出走を認める。

ハ 地の優先出走について

地については、以下のとおり優先出走を認める。

- (一) 指定のうち下表1および下表2の左欄に定める競走については、下表1右欄の競走で第2着以内となった場合または下表2右欄の競走で第1着となった場合に、それぞれの表の左欄の競走に優先出走を認める。ただし、当該馬が外であった場合、桜花賞、皐月賞、東京優駿および菊花賞競走には、優先出走を認めないものとする。

表1

農林水産省賞典 阪神ジュベナイルフィリーズ	デイリー杯2歳ステークス, K B S 京都賞ファンタジーステークスまたは京王杯 2歳ステークス
朝日杯フューチャリティステークス	デイリー杯2歳ステークス, 京王杯2歳ステークスまたは東京スポーツ杯2歳ス テークス
N H K マイルカップ	中日スポーツ賞ファルコンステークス, 桜花賞または皐月賞
東 京 優 駿	京都新聞杯
高 松 宮 記 念	阪急杯または夕刊フジ賞オーシャンステークス
天 皇 賞 (春)	阪神大賞典, 日経賞または産経大阪杯
ヴィクトリアマイル	サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークス, 福島牝馬ステークスまたは高松宮記念
農林水産省賞典 安 田 記 念	読売マイラーズカップ, 京王杯スプリングカップ, ニュージールランドトロフィー, 高松宮記念, N H K マイルカップまたはヴィクトリアマイル
スプリンターズステークス	キーンランドカップまたはセントウルステークス
天 皇 賞 (秋)	産経賞オールカマー, 毎日王冠または農林水産省賞典京都大賞典
エリザベス女王杯	農林水産省賞典京都大賞典, 府中牝馬ステークスまたは秋華賞
マイルチャンピオンシップ	サウジアラビアロイヤルカップ富士ステークス, 毎日放送賞スワンステークス, スプリンターズステークスまたは天皇賞(秋)

表2

農林水産省賞典 阪神ジュベナイルフィリーズ	函館2歳ステークス, 農林水産省賞典札幌2歳ステークス, 新潟2歳ステークス または小倉2歳ステークス
朝日杯フューチャリティステークス	函館2歳ステークス, 農林水産省賞典札幌2歳ステークス, 新潟2歳ステークス または小倉2歳ステークス
桜 花 賞	農林水産省賞典阪神ジュベナイルフィリーズまたは朝日杯フューチャリティス テークス
皐 月 賞	農林水産省賞典阪神ジュベナイルフィリーズまたは朝日杯フューチャリティス テークス
N H K マイルカップ	マーガレットステークス
秋 華 賞	桜花賞または優駿牝馬
菊 花 賞	桜花賞, 皐月賞, 優駿牝馬または東京優駿
農林水産省賞典 安 田 記 念	谷川岳ステークスまたは葵ステークス

- (二) ④指定のうち(一)の表の左欄に掲げる競走以外の競走については、次のとおり優先出走を認める。ただし、フェブラリーステークス・宝塚記念・ジャパンカップ・ジャパンカップダートおよび有馬記念競走については優先出走を認めないものとする。
- ・ダートG 競走およびダートG 競走(3歳馬の競走を除く。)にあっては、該当する競走条件がオープンである馬について
 - ・春季競馬の3歳馬の競走(葵ステークスおよびユニコーンステークス競走を除く。)にあっては、別に定める選定方法により④地の出走枠内において選定された馬および阪神ジュベナイルフィリーズまたは朝日杯フューチュリティステークス競走で第1着となった馬について
 - ・秋季競馬の3歳馬の競走にあっては、別に定める選定方法により④地の出走枠内において選定された馬について
 - ・上記以外の④指定にあっては、すべての馬について
- (三) ⑤特指に優先出走を認める。ただし、競馬番組で特に定めた競走を除き、当該馬の該当する競走条件が異なる場合、優先出走を認めないものとする。

ニ ハンデキャップ競走への優先出走について

ハンデキャップ競走については、上記ロまたはハにより優先出走を認められた馬以外の出馬投票馬のうち、当該馬の負担重量にアローワンスに相当する重量および競馬施行規程第73条の規定による南半球で出生した馬に係る負担重量の減量(以下「南半球産馬の負担重量の減量」という。)に相当する重量を加えて得た重量の大きいものから上位3頭の馬に優先出走を認める。この場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって優先出走を認める馬を決定するものとする。

ホ 出走できる馬とならなかった場合の優先出走について

- (一) 該当する競走条件の競走において出走できる馬とならなかった馬のうち下記3により再投票(競馬施行規程第86条第2項の規定により競馬番組で定める締切り時刻を同じくする他の競走に出走させることを希望する旨の申し出をいう。以下同じ。)をしなかった馬および再投票をしたが出馬投票したとみなされなかった馬については、出走できる馬とならなかった日から2ヵ月以内に最初に出馬投票した競走(下記(六)に定める競走を除く。また、当該競走において出走できる馬とならなかった場合であって再投票をしたときにおいては、当該再投票をした競走。以下同じ。)に限り優先出走を認める。

なお、未出走馬および未勝利馬の優先出走については、未出走馬および未勝利馬に対してのみ認めるものとする。

- (二) 該当する競走条件の下記対象競走に第1回特別登録した馬が、本会の別に定める方法により選定されなかったために当該競走に出馬投票できなかったと認められる場合は、当該馬は当該競走の出馬投票において出走できる馬とならなかったものとみなし、当該競走の出馬投票の日から2ヵ月以内に最初に出馬投票した競走に限り優先出走を認める。この場合において、当該競走の第1回特別登録の日から当該競走の出馬投票の日までの間に出馬投票した馬についてはこの限りでない。

対象競走 ワールドスーパージョッキーズシリーズ

- (三) 上記(一)および(二)により優先出走を認められた競走に出馬投票したにもかかわらず、下記(四)および(五)の規定により再び出走できる馬とならなかった場合には、当該馬が出走できる馬とならなかった最終回の出馬投票の日からさらに2ヵ月以内に最初に出馬投票した競

走に限り、優先出走を認める。

- (四) 上記(一)および(二)の場合において、優先出走を認められた馬が多数あるときは、優先出走を認められた出走できる馬とならなかった回数が多い馬から順次1回に限り優先出走を認める。この場合、同一回数の馬が多数あるときは抽選によるものとする。ただし、オープン競走において同一回数の馬が多数あるときは、上記(1)から(3)に規定する方法に準じて決定するものとする。
- (五) 上記(一)から(四)の場合において、最初に出馬投票した競走(オープン競走を除く。)に出走可能頭数を超過する申込みがあったときは、出走可能頭数のうち5頭の出走枠については優先出走を認めないものとする。ただし、再投票についてはこの限りでない。
- (六) 下記競走には出走できる馬とならなかった場合の優先出走を認めないものとする。
- ・当該馬が出走できる馬とならなかった競走と競走の種類が異なる競走
 - ・競走条件が当該馬の該当する競走条件と異なる競走
 - ・重賞競走
 - ・3(4)歳以上1,000万円以下競走
 - ・3(4)歳以上500万円以下競走
 - ・未勝利競走
 - ・その他競馬番組で特に定めた競走
- (七) 上記(一)から(五)までの規定にかかわらず、優先出走を認められた馬が地方競馬指定交流競走に係る当該地方競馬主催者の出走投票をした場合は、当該競走施行日以降優先出走を認めないものとする。

3. 再投票について

- (1) 再投票の申込締切りは、出走できる馬とならなかった馬の発表の30分後とする。
- (2) 所定の出馬投票締切りの時に、競走の取りやめが決定した競走および出走可能頭数以上である競走ならびにG競走および競馬番組で特に定めた競走に対しては再投票は認めない。
- (3) 再投票の結果、出走可能頭数を超過する場合は再投票をした馬のうちから上記2に規定する方法に準じて出馬投票をしたものとみなす馬を決定する。

4. 交替騎手

出馬投票の際に交替騎手の氏名を併記してある場合、当該競走が分割されたとき、当該競走において出走可能頭数超過のため出走できる馬とならなかった馬があったときまたはその他本会が特に認めたときに限り当該交替騎手の氏名をもって出馬投票したものとみなすことがある。

競走の取りやめ・延期・分割等

1. 競走の取りやめ・延期等

- (1) 下表1の競走以外の競走において、第1回特別登録または所定の出馬投票締切りの結果、登録申込馬または出走申込馬が4頭以下(3歳の未勝利競走については5頭以下。)の場合は、その競走を取りやめる。ただし、(国際)において(外)の出走申込みがある場合または(指定)その他競馬番組で特に定めた競走において(地)の出走申込みがある場合は、それぞれその競走を取りやめないものとする。

上記の事由によって競走を取りやめる場合は、その競走に特別登録または出馬投票をした馬の馬主・調教師・騎手および厩務員に対し下表2のとおり競走取りやめ金を交付する。

表 1

サラブレッド系	2歳馬競走	G競走, G競走
	3歳馬競走	G競走, G競走, トライアル競走
	3・4歳以上馬競走	G競走, G競走
	障害競走	J・G競走, J・G競走

表 2

競走の種類		馬主	調教師	騎手	厩務員
サラブ	平地競走	328,000円	41,000円	21,000円	21,000円
レッド系	障害競走	544,000円	68,000円	34,000円	34,000円

- (2) 天災地変その他やむを得ない事由によって、競走を施行することができなかつた場合は、その競走を取りやめまたは延期することがある。

なお、延期して行う競走については競走条件その他を変更することがある。

上記の事由によって競走の取りやめまたは競走の延期等を行った場合には、馬主・調教師・騎手・厩務員またはその団体に対し、別に定めるところにより競走取りやめ金等を交付することがある。

- (3) 上記(2)の事由により競走を延期して行う場合の馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量の取扱いは次のとおりとする。

イ 特別登録(最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえるものを除く。下記ロにおいて同じ。)をやりなおす開催日にあつては、延期後の開催日現在における馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量を適用する。

ロ 特別登録をやりなおさない開催日にあつては、延期前の開催日において適用することとなつていた馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量をもって、延期後の開催日における馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量とする。なお、馬場の変更を伴う場合は、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量については変更後の競走距離によるものとする。

2. 競走の分割

- (1) 所定の出馬投票締切りの結果、競走の取りやめがあり、かつ、一般競走のうち該当する競走条件が異なる馬を含めずに申込馬が16頭以上のものがある場合は、1日の競走数が12を超えない範囲内において、取りやめた競走が1競走のときは当該一般競走のうち申込馬が最も多い競走、取りやめた競走が2競走以上のときは申込馬が最も多い競走および2番目に多い競走を2競走に分割して施行する。
この場合、分割すべき競走に一般事項Vの3の(1)により出走を希望する旨申し出た馬があったときは、その馬を含めて競走の分割を行う。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、同一日において同一条件の競走(特別競走を含む。)が2以上あって、そのいずれかの競走の申込馬が7頭以下である場合には該当する条件の競走その他競馬番組で特に定めた競走の分割は行わない。
- (3) 上記(1)により分割する場合、申込頭数が同数である競走が2以上ある場合は、次の優先順位で分割する競走を決定する。
- イ 障害競走は平地競走より優先
 - ロ 2歳馬競走は3歳以上馬競走より優先
3歳馬競走は4歳以上馬競走より優先
 - ハ 同一種別の競走では新馬競走を最優先とし、その他は競走条件が上位の競走が優先
 - ニ 同一種別、同一条件の競走で申込頭数が同数の場合は抽選
- (4) 所定の出馬投票締切り後、分割する競走の申込馬について本会の獣医師による診断を行い、病気のため出走することが不適当と認められたものは当該出馬投票を無効とする。
なお、その結果申込頭数が分割すべき頭数に達しない場合は、該当する競走の分割を行わない。
- (5) 分割の方法は馬番号の決定方法に準じ抽選で仮番号を付し、奇数番号の馬でA競走を、偶数番号の馬でB競走を編成する。
なお、分割すべき競走が1日に2競走ある場合は、申込頭数の多い方の競走の奇数番号の馬でA競走を、偶数番号の馬でB競走を編成し、申込頭数の少ない方の競走の奇数番号の馬でC競走を、偶数番号の馬でD競走を編成する。この場合において、分割すべき競走の申込頭数が同数であるときは、上記(3)のイからニにおける優先順位上位の競走(同順位であるときは、競馬番組に定める競走番号の小さい競走)の奇数番号の馬でA競走を、偶数番号の馬でB競走を編成し、それ以外の競走の奇数番号の馬でC競走を、偶数番号の馬でD競走を編成する。
- (6) 分割された競走の本賞金額その他競走条件はすべて同一とする。
- (7) 競走の分割は、実施の結果を考慮して随時廃止することがある。

競走番号・馬場の変更

1. 競走番号の変更

競走の番号は、所定の出馬投票締切りの結果または再投票締切りの結果変更することがある。

2. 削除

3. 馬場の変更

降雪、凍結、降雨等のため、競馬番組で発表した馬場を使用して競走を施行することが不適當であると認められた場合は、競馬番組で定めるところにより馬場を変更して施行する。なお、馬場の変更が出馬投票締切前である場合は、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量については変更後の競走距離によるものとする。

賞 金

1. 本 賞

出走馬のうち第1着馬から第5着馬の馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）に対し、競馬番組本賞金欄記載の本賞を交付する。

2. 距離別出走奨励賞

下表1に定める距離1,800メートル以上の平地競走に出走した馬のうち第1着馬から第10着馬の馬主に対し、距離別出走奨励賞を交付する。この場合、第1着馬については下表1の金額を交付し、第2着馬から第10着馬については、下表1の金額に下表2の比率を乗じて得た額（1万円未満の金額については四捨五入）を交付する。

なお、出馬投票締切後に一般事項の3に定めるところにより馬場を変更した場合は、競馬番組で発表した馬場および競走距離により交付する。

表 1

競 走		1,800m	1,800m超 2,000m以下	2,000m超
特 別 競 走 (芝コースにおいて 行う競走に限る)	重賞競走以外の オープン競走	100万円	200万円	400万円
	1,600万円以下競走			
	1,000万円以下競走 500万円以下競走	80万円	160万円	320万円

表 2

第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着
40%	25%	15%	10%	7%	6%	5%	3%	2%

3. 内国産馬所有奨励賞

- (1) (混合)および(国際)の平地競走の出走馬がサラブレッド系の内国産馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表1のとおり内国産馬所有奨励賞を交付する。ただし、当該競走に外国産馬の出走がなかった場合は交付しない。

表 1

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
天皇賞(春)・宝塚記念・天皇賞(秋)・ ジャパンカップ・有馬記念		1,500万円	600万円	380万円	230万円	150万円
その他の(混合)および(国際)のG競走		1,000万円	400万円	250万円	150万円	100万円
(混合)および(国際)のG競走		650万円	260万円	160万円	98万円	65万円
その他の(混合)および(国際)の重賞競走		540万円	220万円	140万円	81万円	54万円
重賞競走以外の(混合)および (国際)のオープン特別競走		360万円	150万円	90万円	54万円	36万円
その他の(混合)の特別競走		230万円	92万円	58万円	35万円	23万円
(混合)の一般競走	1勝以上の競走	150万円	60万円	38万円	23万円	15万円
	新馬・未勝利競走	115万円	46万円	29万円	17万円	12万円

- (2) 前項の規定にかかわらず、下表2に定める平地競走に $\text{\textcircled{外}}$ (内国産馬を除く。)の出走があった場合、当該競走の出走馬のうちサラブレッド系の内国産馬の馬主に対し、下表2のとおり内国産馬所有奨励賞を交付する。

表2

競 走	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
天皇賞(春)・宝塚記念・天皇賞(秋)・ジャパンカップ・有馬記念以外の $\text{\textcircled{国}}\text{\textcircled{際}}$ のG競走	1,100万円	440万円	280万円	170万円	110万円
$\text{\textcircled{国}}\text{\textcircled{際}}$ のG競走	1,000万円	400万円	250万円	150万円	100万円
その他の $\text{\textcircled{国}}\text{\textcircled{際}}$ の重賞競走	900万円	360万円	230万円	140万円	90万円
重賞競走以外の $\text{\textcircled{国}}\text{\textcircled{際}}$ のオープン特別競走	800万円	320万円	200万円	120万円	80万円

- (3) 下表3に定める競走の出走馬がサラブレッド系の内国産馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表3のとおり内国産馬所有奨励賞を交付する。ただし、当該競走に $\text{\textcircled{外}}$ の出走がなかった場合は交付しない。

表3

競 走	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
東 京 優 駿	3,000万円	1,200万円	750万円	450万円	300万円
桜花賞・皐月賞・優駿牝馬・菊花賞	1,500万円	600万円	380万円	230万円	150万円

- (4) 新馬競走および平地の未勝利競走(平成21年にあつては2歳馬の競走に限る。)のうち、牝馬のみが出走できる競走以外の競走の第1着馬が内国産の牝馬であった場合、当該馬の馬主に対し、内国産馬所有奨励賞を交付する。この場合、新馬競走については600,000円(平成21年の3歳馬の競走にあつては300,000円)を交付し、平地の未勝利競走については300,000円を交付する。

4. 削除

5. 削除

6. 出走奨励金

- (1) 出走馬の馬主に対し、当該競走の第1着本賞金に下表の比率を乗じて得た額(1万円未満の金額については四捨五入)の出走奨励金を交付する。

競 走	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着
重 賞 競 走	7%	6%	5%	3%	2%
第4回中山競馬・第4回阪神競馬・第4回新潟競馬の3歳未勝利競走	6%	5%	4%		
そ の 他 の 競 走	7%	6%	5%		

- (2) 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。

イ 裁決委員が不相当と認めるとき。

ロ 当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表に定める時間を超えて決勝線に到達したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

八 平地競走および障害競走において、競走蹄鉄（装着時のでき上り厚さ9ミリ以下、最大部分の幅22ミリ以下、重さ125グラム以下のもの）を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

競 走		右欄に掲げる競走以外の競走		平地の新馬および未勝利競走	
		芝コースにおいて 行 う 競 走	ダートコースにお いて行 う 競 走	芝コースにおいて 行 う 競 走	ダートコースにお いて行 う 競 走
平 地 競 走 (オープン 競走を除く)	1,400m未満	3秒	4秒	3秒	4秒
	1,400m以上 2,000m未満	4秒	5秒		
	2,000m以上	5秒	6秒	4秒	5秒
障 害 競 走 (特別競走を除く)		8秒	10秒	/	

(3) 前2項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める出走奨励金を交付する。

7. 削 除

8. 賞 品

馬主・調教師・騎手・調教助手・厩務員および生産者に対し、別に定める賞品交付基準により賞品を交付する。

9. 付加賞

特別登録料は、その総額を7：2：1の割合で案分し、第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主に対し付加賞として交付する。ただし、第3着馬がないときは、その総額を8：2の割合で第1着馬および第2着馬の、また第2着馬および第3着馬がないときはその総額を第1着馬の馬主に対し交付する。

10. 生産者賞

(1) 生産牧場賞

イ 出走馬の生産牧場（当該馬が生まれたとき、軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有し、その母馬の飼養を行っていた者をいう。以下同じ。）で以下の各号の条件を備えている者に対し、下表1のとおり生産牧場賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

(一) 現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有し、軽種馬の生産に従事していること。

(二) 外国人（日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人を除く。）でないこと。

表 1

競 走	第 1 着	第 2 着	第 3 着	第 4 着	第 5 着
天皇賞（春）・東京優駿・宝塚記念・ 天皇賞（秋）・ジャパンカップ・有馬記念	200万円	80万円	50万円	30万円	20万円
そ の 他 の G 競 走	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円
そ の 他 の 重 賞 競 走	75万円	30万円	19万円	11万円	8万円
重 賞 競 走 以 外 の 特 別 競 走	48万円	19万円	12万円	7万円	5万円
一 般 競 走	32万円	13万円	8万円		

ロ 前項の規定にかかわらず、下表2に定める競走に \square （内国産馬を除く。）の出走があった場合、出走馬の生産牧場で上記イの(-)および(二)の条件を備えている者に対し、下表2のとおり生産牧場賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

表 2

競 走	第 1 着	第 2 着	第 3 着	第 4 着	第 5 着
天皇賞（春）・東京優駿・宝塚記念・ 天皇賞（秋）・ジャパンカップ・有馬記念	250万円	100万円	63万円	38万円	25万円
そ の 他 の \square 国 際 の G 競 走	150万円	60万円	38万円	23万円	15万円
そ の 他 の \square 国 際 の 重 賞 競 走	105万円	42万円	26万円	16万円	11万円
重 賞 競 走 以 外 の \square 国 際 の オ ー プ ン 競 走	58万円	23万円	15万円	9万円	6万円

ハ 前2項の規定にかかわらず、種付および種付証明書の記載に関して不正な行為を行った者、日本軽種馬登録協会の登録の申込みに関して不正な行為を行った者、競走馬の生産・取引について秩序を乱した者、競馬関与の禁止または停止処分（地方競馬への関与禁止または停止処分を含む。以下同じ。）を現に受けている者、その他本会が不相当と認めたとした者に対しては、生産牧場賞を交付しない。

(2) 繁殖牝馬所有者賞

イ サラブレッド系の馬が競走に出走した場合には、当該馬が生まれたときにその母馬を所有していた者であって以下の各号の条件を備えている者に対し、下表1のとおり繁殖牝馬所有者賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

(一) 現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有して軽種馬の生産に従事している者または本会の馬主登録を現に受けている者であること。

(二) 外国人(日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人および本会の馬主登録を現に受けている外国人を除く。)でないこと。

表 1

競 走		第 1 着	第 2 着	第 3 着	第 4 着	第 5 着
天皇賞(春)・東京優駿・宝塚記念・ 天皇賞(秋)・ジャパンカップ・有馬記念		300万円	120万円	75万円	45万円	30万円
そ の 他 の G 競 走		250万円	100万円	63万円	38万円	25万円
G 競 走		200万円	80万円	50万円	30万円	20万円
そ の 他 の 重 賞 競 走		150万円	60万円	38万円	23万円	15万円
重賞競走以外のオープン特別競走		70万円	28万円	18万円	11万円	7万円
そ の 他 の 特 別 競 走		48万円	19万円	12万円	7万円	5万円
一 般 競 走	1 勝 以 上 の 競 走	40万円	16万円	10万円	-	-
	新馬・未勝利競走	30万円	12万円	8万円	-	-

ロ 前項の規定にかかわらず、下表2に定める競走に☒(内国産馬を除く。)の出走があった場合、当該競走に出走したサラブレッド系の馬が生まれたときにその母馬を所有していた者であって、上記イの(-)および(二)の条件を備えている者に対し、下表2のとおり繁殖牝馬所有者賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

表 2

競 走		第 1 着	第 2 着	第 3 着	第 4 着	第 5 着
天皇賞(春)・東京優駿・宝塚記念・ 天皇賞(秋)・ジャパンカップ・有馬記念		350万円	140万円	88万円	53万円	35万円
そ の 他 の (国際) の G 競 走		300万円	120万円	75万円	45万円	30万円
(国際) の G 競 走		230万円	92万円	58万円	35万円	23万円
そ の 他 の (国際) の 重 賞 競 走		180万円	72万円	45万円	27万円	18万円
重賞競走以外の (国際) のオープン特別競走		80万円	32万円	20万円	12万円	8万円

ハ 前2項の規定にかかわらず、種付および種付証明書の記載に関して不正な行為を行った者、日本軽種馬登録協会の登録の申込みに関して不正な行為を行った者、競走馬の生産・取引について秩序を乱した者、競馬関与の禁止または停止処分を現に受けている者、その他本会が不相当と認めたと者に対しては、繁殖牝馬所有者賞を交付しない。

11. 競走協力金

各競走の第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主が所属する馬主協会に対し、別に定める競走協力金を交付する。

なお、当該馬主が複数の馬主協会に所属しているため、競走協力金を等分して交付する場合、100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

12. 馬主協会賞

各競走の第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主が所属する馬主協会に対し、別に定める馬主協会賞を交付する。

なお、当該馬主が複数の馬主協会に所属しているため、馬主協会賞を等分して交付する場合、100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

13. 騎手賞，調教助手賞および厩務員賞

競馬番組で特に定めた競走については、騎手賞，調教助手賞および厩務員賞を交付する。

なお、調教助手賞については、別に定める基準により交付するものとする。

ただし、騎手賞は騎手が騎乗停止以上の処分を受けたとき、調教助手賞および厩務員賞は調教助手または厩務員が競馬関与停止以上の処分を受けたときは交付しない。

諸 手 当

1. 特別出走手当

(1) 競走に出走した馬の馬主に対し、下表1のとおり特別出走手当を交付する。

ただし、平地のオープン競走、障害の特別競走および競馬番組で特に定めた競走以外の競走において第8着より後の着順となった馬の馬主に対しては、当該金額から25,000円を減じた金額を交付するものとする。

(2) 削除

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した6歳以上の取得賞金500万円以下の馬の馬主に対しては、上記(1)の規定による金額から120,000円を減じた金額を交付する。

(4) 上記(1)および(3)の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する馬の馬主に対しては、上記(1)および(3)の規定による金額の半額を交付する。

イ 地

ロ 第1回中京競馬の平地競走に出走した4歳の未出走馬および未勝利馬

ハ 第4回中山競馬、第4回阪神競馬および第4回新潟競馬の平地の未勝利競走に出走した3歳の未出走馬および未勝利馬

ニ 第3回福島競馬および第4回中京競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬および未勝利馬

(5) 上記(1)、(3)および(4)の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走において最下位の着順(第8着より後の着順に限る。)となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表2に定める時間を超えて決勝線に到達した場合、当該馬の馬主に対しては、上記(1)、(3)および(4)の規定による金額の半額を交付する。

ただし、裁決委員がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(6) 上記(1)および(3)から(5)の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する馬の馬主に対しては、交付しない。

イ 外

ロ 平地競走に出走した4歳以上の未出走馬および未勝利馬(上記(4)のロに該当する馬を除く。)

ハ 当該競馬において、特別出走手当の交付を2回(平成21年の札幌競馬においては3回)受けた馬

(7) 上記(1)および(3)から(5)の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。

イ 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めるとき。

ロ 削除

ハ 平地競走および障害競走において、競走蹄鉄(装着時のでき上り厚さ9ミリ以下、最大部分の幅22ミリ以下、重さ125グラム以下のもの)を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

ニ 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

表1

重賞競走		416,000円
重賞競走以外の特別競走		396,000円
一般競走	1勝以上の競走	377,000円
	新馬・未勝利競走	357,000円

表2

競走		右欄に掲げる競走以外の競走		平地の新馬および未勝利競走	
		芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
平地競走 (オープン競走を除く)	1,400m未満	3秒	4秒	3秒	4秒
	1,400m以上 2,000m未満	4秒	5秒		
	2,000m以上	5秒	6秒	4秒	5秒
障害競走 (特別競走を除く)		8秒	10秒		

2. 調教師出走手当

- (1) 競走に出走した馬の中央競馬の調教師が所属する調教師会に対し、出走1回につき4,500円の調教師出走手当を交付する。ただし、失格(決勝線への到達時間超過による失格を除く。)したとき、または調教師が当該馬に関して調教停止以上の処分を受けたときは交付しない。
- (2) 競走に出走した馬の中央競馬の調教師に対し、出走1回につき87,000円の調教師出走手当を交付する。ただし、失格したとき、もしくは一般事項の10の規定により出走制限を受けたとき、または調教師が当該馬に関して調教停止以上の処分を受けたときは交付しない。

3. 騎乗手当および騎手奨励手当

- (1) 競走に騎乗した騎手に対し、騎乗1回につき下表のとおり騎乗手当を交付する。また、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める騎乗手当を交付する。

平地競走	G競走	63,000円
	その他の重賞競走	43,000円
	その他の競走	26,000円
障害競走	J・G競走	144,200円
	その他の重賞競走	114,200円
	その他の競走	74,200円

- (2) 競走に騎乗した中央競馬の騎手に対し、騎乗1回につき16,500円の騎手奨励手当を交付する。
- (3) 上記(1)および(2)において、失格(決勝線への到達時間超過による失格を除く。)したとき、または騎手が騎乗停止以上の処分を受けたときは交付しない。

4 . 厩務員手当

競走に出走した馬の調教助手または厩務員に対し、出走 1 回につき 9,900 円の厩務員手当を交付する。
また、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める厩務員手当を交付する。

ただし、失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき、または調教助手もしくは厩務員が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたときは交付しない。

競馬施行規程第 130 条の規定により 着順が確定後に変更される場合の取扱い

1. 競走成績

当該競走の競走成績は、変更された着順によって取扱うものとする。

なお、当該競走の施行日の翌日から着順が変更されるまでの間に出走した競走の成績は変更しない。

2. 競走条件

出走馬の資格は、上記 1 の変更後の成績にもとづいて改めて決定するものとする。

3. 一般事項 の 10 の取扱い

タイムオーバーとなった馬の平地競走の出走制限については、上記 1 の変更後の成績にもとづいて改めて決定するものとする。ただし、新たな出走制限は行わない。

4. 特別登録

競馬施行規程第 77 条第 4 号に規定する馬のうち、上記 2 によって変更された出走資格と変更前のものが異なるために、当該登録した特別競走に出走できなくなったものについては、その特別登録料は返還する。

5. 一般事項 の 2 の(4)のホの取扱い

出走可能頭数超過により出走できる馬とならなかった場合の優先権については、上記 2 によって変更された当該馬の競走条件と変更前のものが、同一の場合に限り行使できるものとする。

6. 賞金等の返還・交付

(1) 賞金および諸手当

当該競走の賞金および諸手当は、上記 1 の変更後の成績にもとづくものとし、すでに交付した額と変更後の成績によって交付される額とが相違する場合は、その差額について、返還および交付を行うこととする。

なお、ここでいう賞金および諸手当とは、本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、出走奨励金、付加賞、生産者賞、競走協力金、馬主協会賞、調教師賞、騎手賞、調教助手賞、厩務員賞および特別出走手当のことをいう。

(2) 賞品

当該競走の賞品は、上記 1 の変更後の成績にもとづくものとし、すでに交付した賞品と変更後の成績によって交付される賞品とが相違する場合は、すでに交付した賞品は返還させることとし、その後に改めて賞品を交付するものとする。

なお、ここでいう賞品とは、別に定める賞品交付基準により、馬主、調教師、騎手、調教助手、厩務員および生産者に対して本会が交付するものおよび寄贈賞をいう。

7. 平成 5 年 12 月 31 日以前に施行された競走については、上記にかかわらず、従前の競馬番組一般事項の 7 に定めた競馬施行規程第 112 条の取扱いによる。

XI そ の 他

1．同着の場合の賞金の算出方法

同着の場合において、賞金を等分して交付する際に、本賞・距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金・付加賞・生産者賞・調教師賞・騎手賞・調教助手賞および厩務員賞について 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に、競走協力金および馬主協会賞について 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に、それぞれ切り上げる。

2．競馬施行規程第101条により別に定める競走

競走に出走させようとする馬を発走時刻の90分前までに装鞍所にひき付けなければならない競走は下記のとおりとする。

記

東京優駿競走

有馬記念競走